

## 【特定調達契約等用】令和5年～7年

### 高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領

令和5年～7年に高松市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第5条第2項第1号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第2号に規定する総務大臣が定める要件を定める件（平成31年総務省告示第34号）第2号イに規定する資格を設定する契約を含みます。以下「特定調達契約等」といいます。）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、令和4年12月1日付け高松市告示第848号・高松市病院局告示第9号で公示しています。

当該資格の審査を希望される方は、次により関係書類を提出してください。

なお、**一法人又は一個人が、複数の申請をすることはできませんが、一般名簿（物品・委託・役務の提供等に係る令和5年1月1日から令和7年12月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査申請の提出期間及び方法等について定める件（令和4年高松市告示第504号・高松市病院局告示第5号）に規定する物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿）に登載されている者は、登載業種数の上限の範囲内で、業種（営業種目）の追加申請をすることができます。**この場合の申請についての詳細は、契約監理課ホームページ掲載の【特定調達契約等用 業種（営業種目）の追加受付】令和5年～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領の定めるところによります（本要領は適用しません。）。

#### 1 資格審査の基準

**審査基準日は、申請日の属する月の前月の15日とします。**

- ※ 申請日は、郵送提出の場合は高松市が受領した日とし、持参提出の場合は、申請書類を窓口に出した日とします。
- ※ 審査基準日時点において、創業から1年が経過していない事業者及び資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない事業者については、特定調達契約等に係る一般競争入札に参加できません（特定調達契約等名簿に登載されません。）。

#### 2 特定調達契約等名簿の有効期間

**登載された日から令和7年12月31日まで**

特定調達契約等名簿は自動更新されないため、特定調達契約等名簿に登載された者（以下「有資格者」といいます。）が、令和8年1月1日以降において、名簿への登載を希望する場合は、再度、資格審査の申請が必要です。

### 3 提出期間

特定調達契約等一般競争入札案件の公告で定める期間とします。

### 4 提出方法

原則、郵送により提出してください。

(ただし、欧州連合等区域内に本店等を有する者であって、日本国内に支店等を有しないものについては、直接持参により提出してください。)

※ 郵送の際の事故防止のため、封筒の表面に「**(特定調達契約等用) 物品等入札参加資格審査申請書在中**」と明記し、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスにより郵送してください。

※ 提出期間中に到着したものに限り受け付けます (消印有効ではありません)。

到着日については、下記郵便追跡サービスに記録されている日によります。また、到着確認の問合せには、一切応じません。郵便追跡サービスにより御自身で確認してください。

(郵便追跡サービス URL : <https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>)

### 5 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市役所契約監理課 物品契約係  
TEL : (087) 839-2252 FAX : (087) 839-2254

### 6 申請書類不備の場合の取扱い

#### (1) 郵送提出の場合

書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、仮受付をし、仮受付票を交付します。

**提出期間の末日の7日後**(その日が高松市の休日を定める条例(平成元年高松市条例第4号。以下「休日条例」といいます。)に規定する市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日条例に規定する市の休日でない日。以下同じ。) **までに当該補正に係る書類の提出がないときは、仮受付は無効となります**(郵送方法は、「4 提出方法」の例によってください。)

#### (2) 持参提出の場合

書類不備の場合は、申請書類を受け付けません。

ただし、**提出期間の末日及びその前日**(その日が休日条例に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日条例に規定する市の休日でない日) **に持参した場合に限り、書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付をし、仮受付票を交付します。**

**提出期間の末日の7日後の午後3時30分までに当該補正に係る書類の提出がないときは、仮受付は無効となります。**

(3) (1)又は(2)により仮受付が無効となったときは、提出期間内に申請書類の提出がなかったものとみなします。なお、仮受付をした書類は、郵送で返却します。

## 7 提出書類一覧及び留意点

- ※ 記入上の注意点は、「12 記入上の注意」等を参照してください。
- ※ 住民票の写し、確定申告書等に個人番号（マイナンバー）が記載された書類を提出する場合は、該当箇所を付箋で隠してコピーするなど、必ず、個人番号（マイナンバー）が判読できないようにしてください。
- ※ 使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨に限ります。日本語以外で記載された書類については、日本語の訳文を付記又は添付してください。
- ※ 欧州連合等区域内に本店等を有する申請者にあつては、下記「提出書類一覧」のうち、「現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」「住民票の写し」「納税証明書等」「財務諸表等」については、当該書類に準ずるものの提出を認めます。
- ※ 下記URLから【特定調達契約等用】物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」といいます。）等の各種書類をダウンロードし、作成した申請書と添付書類を併せて提出してください（ダウンロードができない場合は、契約監理課の窓口にてお渡しします。）。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/tokutei/tokuteityoutatukeiya.html>

（もっと高松>事業者の方>入札・契約情報>特定調達契約関係>【特定調達契約等用】物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請について）

### 【提出書類一覧】

<b>1 提出書類確認表</b>
・ 全者提出必須
<b>2 申請書</b>
・ 全者提出必須
<b>3 現在（履歴）事項全部証明書等</b>
・ 全者提出必須
<b>(1) 法人の場合</b>
<b>審査基準日の属する月の前月以降</b> 発行分の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）
※ 法務局が証明するもの
<b>(2) 個人の場合</b>
① <b>審査基準日の属する月の前月以降</b> 発行分の住民票の写し（写し可）
※ 申請者の住所地における市町村で発行できません（高松市の場合：高松市市民課説明係・1階②番窓口・TEL：087-839-2282）。
※ 本籍地、続柄及びマイナンバーの記載は不要です。
② 誓約書（個人事業主用）

#### 4 市内事務所・事業所一覧表

- 主たる事務所の所在地が**高松市外である法人**又は住民票の住所が**高松市外である個人**のみ提出必須

#### 5 納税証明書等

- 提出が必要な書類は、次の区分のとおりです。

区分		必要書類
法人	主たる事務所の所在地が <b>高松市内である法人</b>	①、②、③
	主たる事務所の所在地が <b>高松市外で、高松市内に事務所・事業所がある法人</b>	②、③
	主たる事務所の所在地が <b>高松市外で、高松市内に事務所・事業所がない法人</b>	③
個人	住民票の住所が <b>高松市内</b> である個人	②、④
	住民票の住所が <b>高松市外</b> である個人	④

① **審査基準日の属する月の前月以降**発行分の**営業証明書**（写し可）

※ 主たる事務所の住所のものを提出してください。

② **審査基準日の属する月以降**発行分の**高松市税滞納無証明書**（写し可）

※ 課税されている高松市税（全税目）の納期到来分についての証明が必要です。

③ **審査基準日の属する月以降**発行分の**納税証明書その3の3（その3でも可）**（法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書）（写し可）

※ この証明書は、免税事業者も発行されます。

④ **審査基準日の属する月以降**発行分の**納税証明書その3の2（その3でも可）**（所得税並びに消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書）（写し可）

※ この証明書は、免税事業者も発行されます。

※ ③、④について、**新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は、納税証明書（その1）を提出してください。**

- 交付に関する問合せ先

①・②：高松市納税課検収証明係・2階⑩番窓口・TEL：087-839-2222

③：本社所在地を管轄する税務署

④：住所地（消費税にあっては納税地又は住所地）を管轄する税務署

#### 6 財務諸表等

- 全者提出必須

##### (1) 法人の場合

直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書

※ 企業の決算時期の関係から、直近の決算時における財務諸表等の提出が困難である場合は、前回決算時の財務諸表等を提出してください。

	<p><b>(2) 個人の場合</b></p> <p>直近の確定申告における申告書 A 又は申告書 B の控え（電子申告の場合は、申告内容を印刷したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 青色申告において貸借対照表を作成している場合は、当該書類を含みます。</li> <li>※ 申告書の控えがない場合は、税務署が発行する納税証明書その 2 を提出してください。</li> </ul>
7	<p><b>組合員名簿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業協同組合等（組合員に事業者又は事業協同小組合がいる組合等（企業組合は除く。））が申請する場合は、提出必須</li> </ul>
8	<p><b>返信用封筒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送提出した場合は、提出必須</li> <li>※ 受付票（高松市において作成します。）の返送に使用します。</li> <li>※ <b>宛先を明記し、84円切手を貼付した定形封筒</b>としてください。</li> </ul>

**8 その他、場合に応じ、提出が必要（不要）な書類等**

1	<p><b>法人化して期間が間もなく、財務諸表等の提出ができない場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人から法人への事業の引継ぎを証する書類（事業譲渡契約書等）</li> <li>・ 直近の確定申告における申告書 A 又は申告書 B の控え（電子申告の場合は、申告内容を印刷したもの）</li> <li>※ 青色申告において貸借対照表を作成している場合は、当該書類を含みます。</li> <li>※ 申告書の控えがない場合は、税務署が発行する納税証明書その 2 を提出してください。</li> </ul>
2	<p><b>会社分割によって新設したばかりの法人で、財務諸表等の提出ができない場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社分割契約書の写し</li> <li>・ 承継前の会社の直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書</li> </ul>
3	<p><b>現在（履歴）事項全部証明書の住所が実質上の本社機能がある住所ではなく、実質上の本社機能がある住所を本社所在地として申請したい場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書の「本社情報（申請者）」には、原則、現在（履歴）事項全部証明書の情報を記入することとしていますが、<b>当該住所が実質上の本社機能がある住所ではなく、実質上の本社機能がある住所を所在地として申請したい場合は、当該項目に、実質上の本社機能がある住所を記入の上、次の書類を提出・提示してください。</b></li> </ul> <p>ただし、<b>当該証明書の住所が高松市内の場合の高松市外の住所での申請又は当該証明書の住所が高松市外の場合の高松市内の住所での申請は、できません。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>登記上の住所が実質上の本社機能がある住所と異なる理由書</b>を本社の代表者の名義で提出（様式は任意です。）</li> <li>② <b>実質上の本社機能がある住所が確認できる書類の提示</b>（社員証等）</li> </ol>

## 9 審査結果の通知

- (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、その旨を通知しますので、通知内容が申請内容と相違する場合は、直ちに契約監理課物品契約係まで御連絡ください。また、資格者名簿に登載しない旨の決定をした場合も、通知します。
- (2) 特定調達契約等名簿は、登載事項（商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種、営業種目その他必要な事項）のうち、商号又は名称、住所又は所在地、業種及び営業種目を高松市ホームページにおいて公表します。

## 10 資格者名簿の利用について

市は、特定調達契約等名簿について、一般競争入札の案件ごとに定める特定調達契約等名簿又は一般名簿への登載要件において、当該案件に応じた業種への登載又は当該案件に応じた業種及び営業種目への登載がされていることを参加資格の一つとすることを基本とし、利用します。

## 11 注意事項

- (1) 提出書類は、「12 記入上の注意」等を参考に正確に記入し、記入もれのないよう十分点検してから提出してください。
- (2) 主たる記載事項に誤りがあった場合は、**誤字等に二重線を引き、上部に正書し、欄外に訂正した担当者の氏名及び連絡先を記載してください。**
- (3) 他の提出書類において確認できる事項の記載誤りや、軽微な不備については、申請担当者等に確認した上で、市において、訂正をさせていただくことがあります。
- (4) **特定調達契約等名簿の有効期間中は、当該名簿に登載した業種及び営業種目の削除又は変更（追加を除きます。）は、原則できませんので、御注意ください。**  
有資格者に係る業種及び営業種目の追加に係る申請については、契約監理課ホームページ掲載の【特定調達契約等用 業種（営業種目）の追加受付】令和5年～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領を御確認ください。）。
- (5) 提出後、記載事項等（組合員名簿を含みます。）に変更が生じた場合は、必要書類を添えて直ちに変更届を提出してください。
- (6) 高松市では、競争性を確保しつつ、高松市内に事務所又は事業所を有し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされている中小企業者及び市内企業（高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領に定めるところによります。）への優先発注を行っています。
- (7) 特定調達契約等名簿に登載されていても、案件ごとに資格要件が異なるので、必ずしも特定調達契約等に係る一般競争入札に参加できるとは限りません。

## 12 記入上の注意

### 1 提出書類確認表

- ・ 「法人用」、「個人用」に分かれているので注意すること。
- ・ 「商号又は名称」欄に企業名を記入すること。
- ・ 本社の所在地又は住民票の住所：「高松市内・高松市外」の別について、該当する項目を○で囲むこと。
- ・ 提出する書類は、申請者用のチェック欄にレ印を記入すること。

### 2 申請書

#### 1 本社情報（申請者）

- ・ 申請者については、以下のとおり記入すること。  
法人の場合：本社の情報（原則、現在（履歴）事項全部証明書の情報）  
個人の場合：申請者の住所地に係る情報（住民票の情報）

#### 2 申請業種・営業種目

- ・ 申請業種は、「【特定調達契約等用】業種別営業種目一覧表」から、以下のとおり選択できます。

区分	業種番号	選択できる申請業種数 (一般名簿への登載業種数と合わせて、次の区分による数を上限とする。)	
① 物品の買入れ・売払い	01から41まで	2業種まで	①と②の業種の両方を申請する場合は、合わせて6業種まで (うち①は2業種まで)
② 物品の借入れ・業務委託・役務の提供等	73から89まで	6業種まで	
③ 製造の請負・資材	61及び62	上記制限を超えて別途選択することができます。	

- ・ 営業種目は、選択した業種の営業種目から選択してください。なお、営業種目については、数の制限はありません。

#### 3 営業経歴等

- ・ 「創業日」欄には、法人の場合は**現在（履歴）事項全部証明書に記載の会社成立の年月日**を記入すること。  
※ その日付が実際の営業開始日と異なる場合（法人登記の以前に個人で営業を行っていた場合、営業の承継があった場合等）は、審査基準日時点における、実際の営業開始日起算による営業年数（1年未満切捨て。）を次の「営業年数（備考）」欄に記入すること。  
※ **審査基準日時点において、創業から1年が経過していない事業者については、特定調達契約等名簿に登載されません。**

- ・ 「総従業員数」  
法人の場合：常勤役員の数を含めたもの（組合：組合の役職員と組合員の常勤職員との合計）  
個人の場合：事業主を含めたもの

#### 4 営業上の許可、認可等

- ・ 「申請業種・営業種目」に記入している業種又は営業種目に「【特定調達契約等用】営業に当たって必要な許可・認可等の例示」において、網掛け（着色）しているものがある場合は、当該業種又は営業種目に係る許認可等の名称を必ず記入すること（当該許認可等の手続が完了している場合に限りです。）。

また、業種番号（業種名）が34（ガソリン・軽油・灯油類）、35（ガス類）又は62（資材）を申請する場合において、それぞれ「揮発油販売業登録通知書」、「液化石油ガス販売事業登録通知書」又は生コンクリート製造業に係る「JIS認定書」の手続が完了している場合は、当該許認可等の名称を必ず記入すること。

#### 5 申請担当者

- ・ 申請内容に不明な点がある場合に市から連絡しますので、対応可能な連絡先を記入すること。

### 3 誓約書（個人事業主用）

- ・ 「申請者」には、申請書の「本社情報（申請者）」を記入すること。

### 4 市内事務所・事業所一覧表

- ・ 本社の所在地が高松市外である法人又は住民票の住所が高松市外である個人のみ提出必須
- ・ 「申請者」には、申請書の「本社情報（申請者）」を記入すること。
- ・ 1、2のいずれかに○を付し、2の場合は下表に高松市内の事務所・事業所名及び所在地を記入すること。

※ 事務所・事業所には、店舗等（法人市民税及び事業所得税の対象となるもの）及び個人事業者の自宅を含みます。